

(参考)

「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の構成と主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正について規定
第2章 原子力災害事前対策の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備・ 原子力防災組織の設置、運営・ 通報や業務に必要な設備および資機材の整備・ 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施・ 国、地方公共団体、地元防災関係機関等との連携 <p>等について規定</p>
第3章 緊急事態応急対策等の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報・ 災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施・ 第1緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策 <p>等について規定</p>
第4章 原子力災害中長期対策	<ul style="list-style-type: none">・ 発電所の復旧対策の実施・ 行政機関等への原子力防災要員等の派遣・ 事業所外運搬事故後の対策 <p>等について規定</p>
第5章 その他	<ul style="list-style-type: none">・ 他の原子力事業者への協力 <p>等について規定</p>

以 上